

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月2日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 中 島 達

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3282-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 黒 田 康 平

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3282-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 黒 田 康 平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2024年6月27日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

(2) 決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度末の普通株式の配当金を1株につき135円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

2024年5月15日開催の当社取締役会において、2024年9月30日を株式の分割に係る基準日、2024年10月1日を株式の分割が効力を生ずる日として、普通株式1株を3株に分割することを決議しており、この普通株式の分割の割合にあわせて当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる必要があるため、2024年10月1日を変更の効力が生ずる日として、定款を変更する。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として國部 毅、中島 達、工藤禎子、伊藤文彦、一色俊宏、後野義之、山崎彰三、門永宗之助、筒井義信、新保克芳、桜井恵理子、チャールズ D. レイク、ジェニファー ロジャーズの13氏を選任する。

< 株主提案（第4号議案及び第5号議案） >

第4号議案 定款の一部変更の件（気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー）

第5号議案 定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画に関する評価）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	決議の結果
第1号議案	9,663,235	10,788	4,539	99.53	可決
第2号議案	9,645,877	28,130	4,553	99.35	可決
第3号議案					
國部 毅	7,609,953	2,064,042	4,522	78.38	可決
中島 達	9,182,206	491,807	4,520	94.58	可決
工藤禎子	9,562,716	111,308	4,520	98.49	可決
伊藤文彦	9,522,648	151,372	4,522	98.08	可決
一色俊宏	9,316,411	357,606	4,520	95.96	可決
後野義之	9,314,168	359,847	4,523	95.93	可決
山崎彰三	9,572,670	101,357	4,520	98.60	可決
門永宗之助	9,594,411	79,614	4,520	98.82	可決
筒井義信	9,347,026	321,208	10,300	96.27	可決
新保克芳	9,579,848	94,177	4,522	98.67	可決
桜井恵理子	9,546,491	127,530	4,520	98.33	可決
チャールズ D. レイク	9,503,071	170,960	4,511	97.88	可決
ジェニファー ロジャーズ	9,614,682	59,352	4,513	99.03	可決
第4号議案	2,557,836	7,058,315	61,766	26.34	否決
第5号議案	2,350,623	7,251,672	75,637	24.21	否決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりです。

- (1) 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - (2) 第2号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - (3) 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2 賛成割合は小数点第3位以下を切り捨てております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権数及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権数の集計により、全ての議案の可決又は否決が明らかになったことから、当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算しておりません。